

A Gp

仕 様 書		
2 t ショート冷凍車 借上	作成部隊	高等工科学学校総務部
	仕様書番号	第 7 - 4 号
	作成年月日	5 . 5 . 3 0
1 本仕様書は、武山駐屯地高等工科学学校の要求する「2 t ショート冷凍車借上」に適用する。 2 契約業側者は、本仕様書に規定された内容を履行するものとする。 3 役務内容 (1) 借上機材名（規格等） 2 t ショート冷凍車×1 台 （積載重量 2 t、2 室マット、外部電源ケーブル付） (2) 借上期間 令 5 年 6 月 3 0 日（金）～令和 5 年 7 月 7 日（金） （但し、借り上げ期間には借用・返納日の各 1 日を含む。） (3) 細部内容 ア 契約業側者は「2 t ショート冷凍車」を借上期間中、官側（高等工科学学校管理課代表者）に引き渡すものとする。但し、借用日及び返納日は期間中の初日と最終日の各 1 日として、細部の日時・場所等については官側と契約業者側で調整により決めるものとする。 イ 役務の履行中に発生する燃料費（返納日の燃料使用分を含む。）は、官側が負担するものとする。 ウ 役務の履行中に故障等が発生した場合、契約業者側は早急に修理又は代替の冷凍冷蔵車両を準備するものとする。 エ 役務の履行が完了した後、官側と契約業者が調整した期日までに官側から契約業者側に「2 t ショート冷凍車」を引き渡すものとする。 4 契約業側者は、本仕様書に基づく役務を履行した後、検査官が実施する検査を受検した後「役務完了届」を提出するものとする。 5 役務の履行にあたり疑義が生じた場合は、契約担当官又は検査官と協議を行うものとする。		

B GP

仕様書番号	R 5 - 1 8
作成年月日	令 和 5 年 5 月 2 4 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

粉末消火設備点検保守

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	共通仕様書	図面番号	1/17

共通仕様書

1 適用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地の当該役務に関する事項に適用する。

2 用語の定義

- (1) 「現場代理人」とは、点検保守業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、官側担当者と連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。また、作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者をいう。
- (2) 「業務作業員」とは、現場代理人の指揮により、業務を実施する者をいう。なお、現場代理人は、業務作業員を兼ねることができる。
- (3) 「作業」とは、本仕様書で定める点検保守に当たることをいう。
- (4) 「点検」とは、対象部分について、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又は、その他の処置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき、対象部分の機能回復又は危険の防止のため行う消耗品の取替え、注油、塗装、その他、これらに類する軽微な作業をいう。

3 受注者の負担

- (1) 点検保守に必要な電気、水道等は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転に係る電気、水道等は、この限りではない。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されている物を除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

4 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために協議し、業務の円滑な遂行を図ること。なお、軽微な変更については、請金額の増減又は工期の延長はしないものとする。

5 報告書の様式

報告書の様式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画保全指導室監修「建築保全業務報告書作成の手引き」に基づき作成し、事前に官側の承認を受けること。

6 関係法令等の遵守

点検保守の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	共通仕様書	図面番号	2/17

7 業務条件

点検保守を行う日時は、原則として平日の0815～1700までとする。なお、日時を変更する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

8 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業等者の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災及び盗難、その他の事故防止については、受注者の責任で、これを管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設建造物に損傷を及ぼさないように、十分な防護を施すこと。
- (4) 作業等に関し、原則として、火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ、官側の承認を受けるものとし、その取扱に際しては、十分に注意する。
- (5) 作業に関係のない場所及び部屋への出入りは、禁止する。

9 発生材の処置等

引渡しを要する鉄屑類等の発生材が出た場合は、発生材報告書を作成して、官側に提出し、駐屯地構内の官側が指示する場所に集積すること。

10 完了の検査

受注者は、本仕様書の役務を完了した場合、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、監査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度、検査を受けるものとする。

その際、手直しに関する契約工期の延長はしないものとする。

11 提出書類

受注者は、指定期日までに官側の指示する書式に基づき、以下の書類を提出すること。

- (1) 現場代理人通知書
- (2) 役務開始届
- (3) 予定工程表
- (4) 作業日誌
- (5) 作業打合せ簿
- (6) 材料検査簿
- (7) 発生材報告書
- (8) 役務完了届
- (9) その他、官側の指示したもの

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	共通仕様書	図面番号	3/17

12 写真撮影

- (1) 受注者は、官側の指示に従い、点検保守前・中・後及び作業後に隠蔽になる箇所の写真を工事写真帳(A 4 版)に整理し、官側に 1 部提出すること。
- (2) 材料の写真は、搬入の都度、本点検保守に係る全数量及び規格が分かるように撮影すること。

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	共通仕様書	図面番号	4/17

特記仕様書

1 件 名

粉末消火設備点検保守

2 場 所

神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地

3 対象建物及び役務概要

(1) 建物名及び点検設備機器名

ア 駐屯地配置図、対象建物

イ 自動火災報知設備（配置図1・2、系統図1）

ウ 粉末消火設備（配置図3・4、系統図2）

(2) 点検及び保守要領

ア 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号）

イ 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）

ウ 「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日消防予第172号）

(3) 実施時期

官側の指定する日時とする。ただし、各点検は次の期間で実施すること。

ア 機器点検・総合点検 令和5年7月1日～令和5年9月15日

イ 機器点検 令和6年1月1日～令和6年3月15日

(4) 点検保守の範囲

ア 点検の実施に当たっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。

イ 点検対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、官側に報告する。

ウ 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続して使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易的な方法により応急措置を講じるとともに、その区域を立入禁止にする等の危険防護措置を行う。

また、速やかに官側に報告し修理にかかる見積りを提出すること。

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	特記仕様書	図面番号	5/17

エ 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、官側と協議し、指示に従うこと。

オ 点検の実施結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。

4 粉末消火設備の点検の基準

(1) 機器点検

次の事項について確認すること。

加圧式粉末消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵タンク	周囲の状況		防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。
		外形		変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は、取付枠に確実に固定されていること。
		表示及び標識		適正に設けられていること。
		安全装置		放出口のつまり等がないこと
	消火剤量			規定量以上貯蔵されていること。
	放出弁			変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	開放装置	放出弁	外形	変形、損傷、脱落等がないこと。
			電気式の放出弁開放装置	端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。
			ガス圧式の容器弁開放装置	ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。
	バルブ類			変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
	加圧用ガス容器等	加圧用ガス容器	周囲の状況	防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。
			外形	変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。
			表示	適正に設けられていること。
		ガス量		規定量以上貯蔵されていること。
		容器弁		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	特記仕様書	図面番号	6/17

加圧式粉末消火剤貯蔵容器等	加圧式ガス容器等	開放装置 容器弁	外形	変形、損傷、脱落等がないこと。
			電気式の容器弁開放装置	端子の緩み、破開針の変形、損傷などがなく、確実に作動すること。
			ガス圧式の容器弁開放装置	ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。
	圧力調整器		変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、機能が正常であること。	
	連結管及び集合管		変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器収納箱に設けられているものにあつては、扉の開閉が確実にできること。	
定圧作動装置			変形、損傷等がなく、機能が正常であること。	
起動用ガス容器等	ガス容器起動	外形	変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器収納箱に設けられているものにあつては、扉の開閉が確実にできること。	
		表示	適正に設けられていること。	
	ガス量		規定量以上貯蔵されていること。	
	容器弁		変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	
	開放装置 容器弁	外形	変形、損傷、脱落等がないこと。	
		電気式の容器弁開放装置	端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。	
		手動式の容器弁開放装置	ピストンロッド及び破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。	
選択弁	本体	外形	変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。	
		表示	適正であること。	
		機能	正常であること。	
	開放装置	外形	変形、損傷、脱落等がないこと。	
		電気式の開放装置	端子の緩み等がなく、確実に作動すること。	
		ガス圧式の開放装置	ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。	
び操作管及逆止弁	外形		変形、損傷、接続部の緩み等がなく、取付位置及び方向等が適正であること。	
	機能		正常であること。	
	周囲の状況		操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。	

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	特記仕様書	図面番号	7/17

起動装置	手動起動装置	操作箱	変形、損傷、著しい腐食等なく、確実に固定され、かつ、扉の開閉が容易にできること。
		表示	適正であること。
		電源表示灯	正常に点灯していること。
		音響警報起動スイッチ	変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。
		放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ	変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。
		表示灯	正常に点灯すること。
		保護カバー	有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。
	自動式起動装置	火炎感知装置	自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。
		自動・手動切替装置	変形、損傷、脱落等がなく、切替位置及び切替機能が正常であること。
		自動・手動切替表示灯	正常に点灯すること。
警報装置	外形	変形、損傷、脱落等がないこと。	
	音響警報	正常に鳴動し、その音圧が適正であること。	
	音声警報	正常に鳴動し、その音圧が適正で、かつ、起動したときに必ず注意音を発した後、音声を発すること。	
制御盤	周囲の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。	
	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	
	表示	適正であること。	
	電圧計	変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。	
	開閉器及びスイッチ類	変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。	
	ヒューズ類	損傷、溶断等がなく所定の種類及び容量のものが使用されていること。	

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	特記仕様書	図面番号	8/17

制御盤	継電器		脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。
	表示灯		正常に点灯していること。
	結線接続		断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
	接地		著しい腐食、断線等がないこと。
	遅延装置		設定及び作動時限が適正であること。
	自動・手動切替機能		機能が正常であること。
	予備品等		予備品及び回路図等が備えつけてあること。
配管等	管及び管継手		損傷、著しい腐食がなく、他の物の支え、つり等に炉用されていないこと。
	支持金具及びつり金具		脱落、曲り、緩み等がないこと。
全配管の安全装置等	安全装置		放出口のつまり等がないこと。
	破壊板		変形、損傷、脱落等がないこと。
放出表示灯			適正な位置に設けられ、変形、損傷、脱落等がなく、かつ、正常に点灯すること。
ヘッド噴射	外形		変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。
	放射障害		周囲に放射障害となるものがないこと。
防護区画	区画変更等		防護区画及び開口部面積の変更がないこと。
	自開装動口置閉部鎖のもの	外形	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
		電気で作動するもの	端子の緩み等がなく、機能が正常であること。
(内蔵型の非常電源のものに限る。)	外形		変形、損傷、腐食等がないこと。
	表示		適正であること。
	端子電圧		規定値の範囲内であること。
	切替装置		常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
	充電装置		変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	特記仕様書	図面番号	9/17

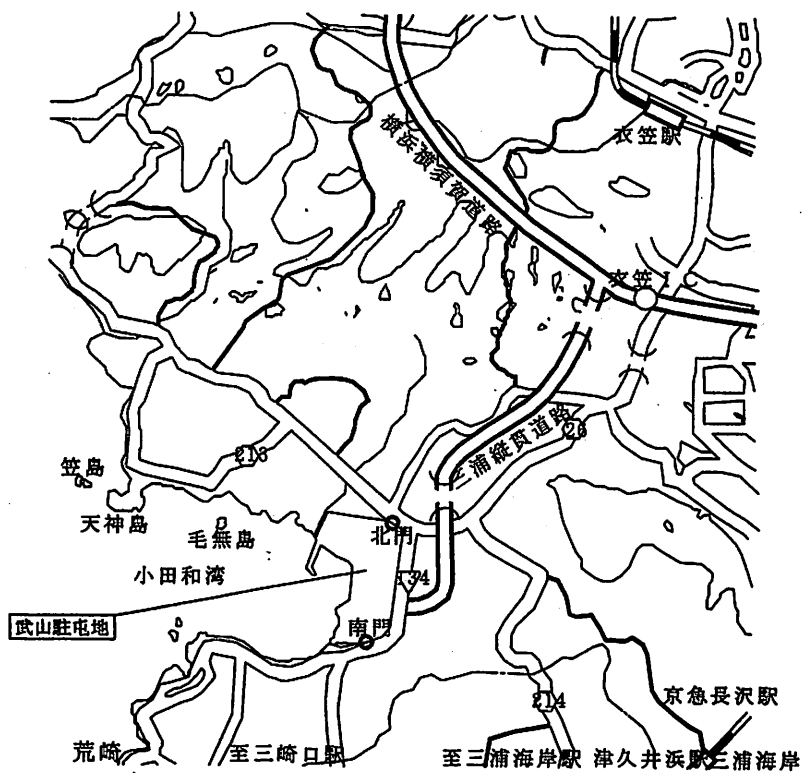
	結線接続	変形、損傷、緩み、著しい腐食、焼損等がないこと。
ノズル及び ホース、ノズル開閉弁、 ホースリール	周辺の状況	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	格納庫	変形、損傷、劣化、接続部の緩み等がなく、扉の開閉が容易にできること。
	ホース	変形、損傷、劣化、接続部の緩み等がなく、所定の長さのものであること。
	ホースリール	ホースの引出し、格納が容易にできること。
	ノズル	著しい腐食、つまり等がなく、危険防止のための措置がされていること。
	ノズル開閉弁	開閉操作が容易にできること。
耐震装置		アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(2) 総合点検

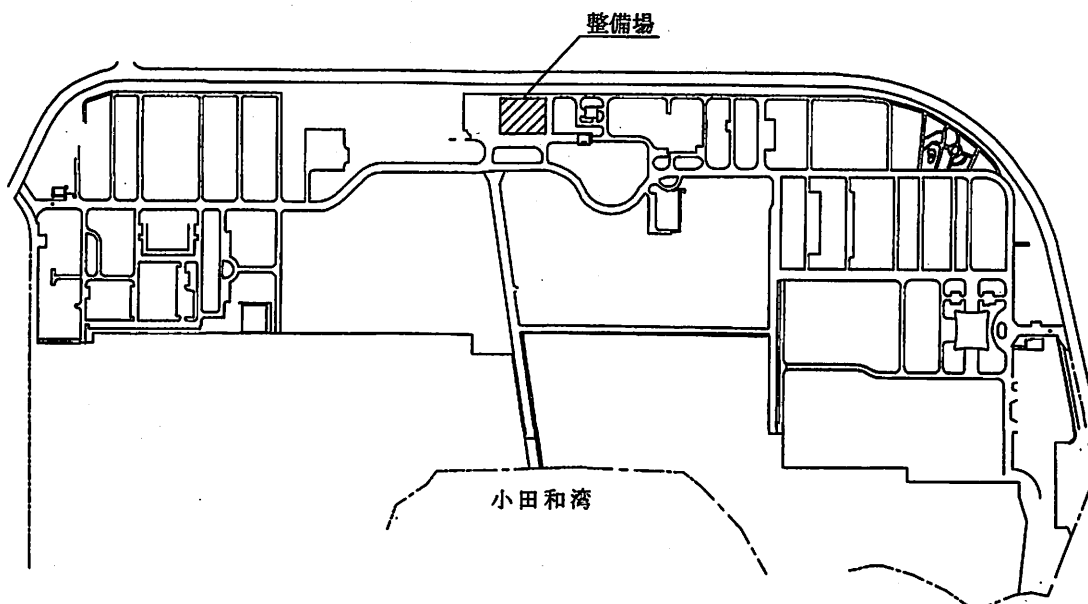
非常電源に切り替えた状態で起動させ、次の事項について確認すること。

全域放出方式及び 局所放出方式	全域放出方式	警報装置	確実に鳴動すること。
		遅延装置	正常に作動すること。
		開口部の自動閉鎖装置等	正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。
		起動装置及び選択弁	確実に作動し、試験用ガスが放射されること。(なお、試験用ガスは、請負者負担とする。)
		配管及び配管接続部	通気状態で漏れがないこと。
		放出表示灯	正常に点灯すること。

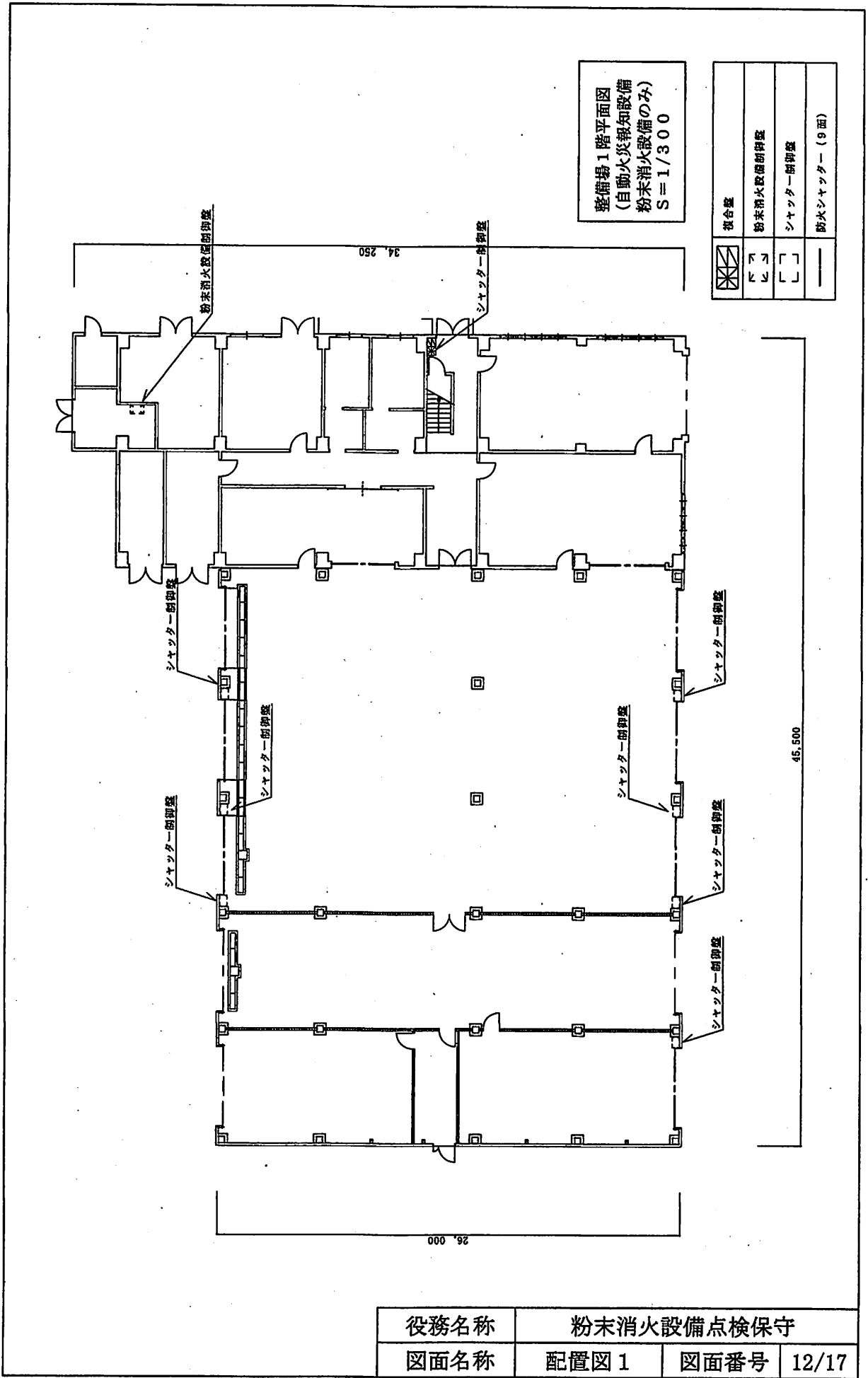
役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	特記仕様書	図面番号	10/17



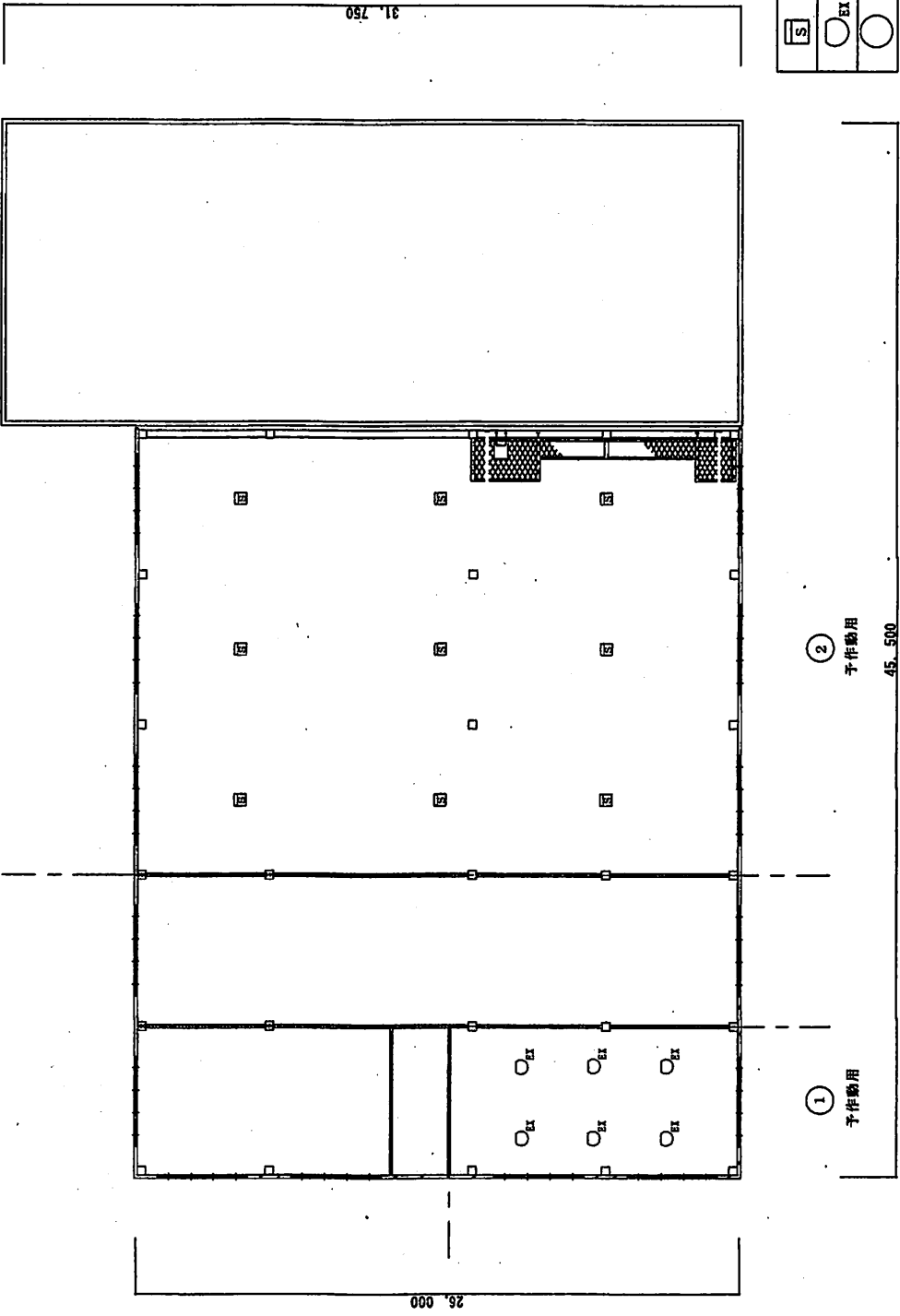
周 辺 図



役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	駐屯地配置図	図面番号	11/17

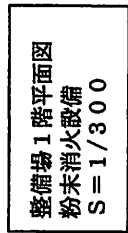


勤務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	配置図 2	図面番号	13/17



整備場 2階天井伏図
(自動火災報知設備
粉末消火設備のみ)
S = 1/300

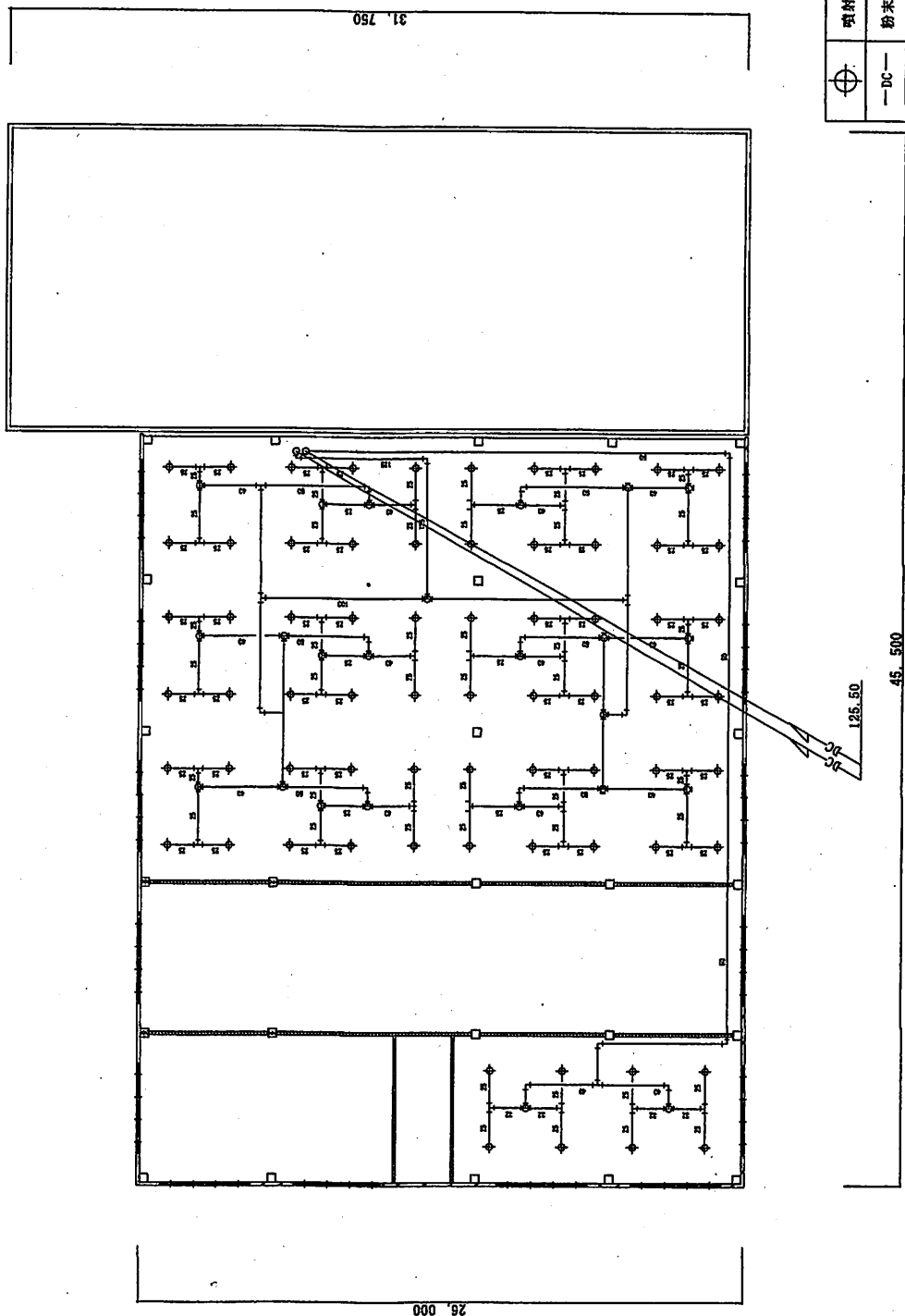
☒ S	光電式スポット型感知器
☐ EX	定基ベーススポット型感知器 (予防型)
☐	警戒区域番号



○	充気表示灯	屋内型 ( : 防滴型)
□	スピーカー	トランペット型
—DC—	粉末消火配管	JIS G 3452 SGP

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	配置図 3	図面番号	15/17

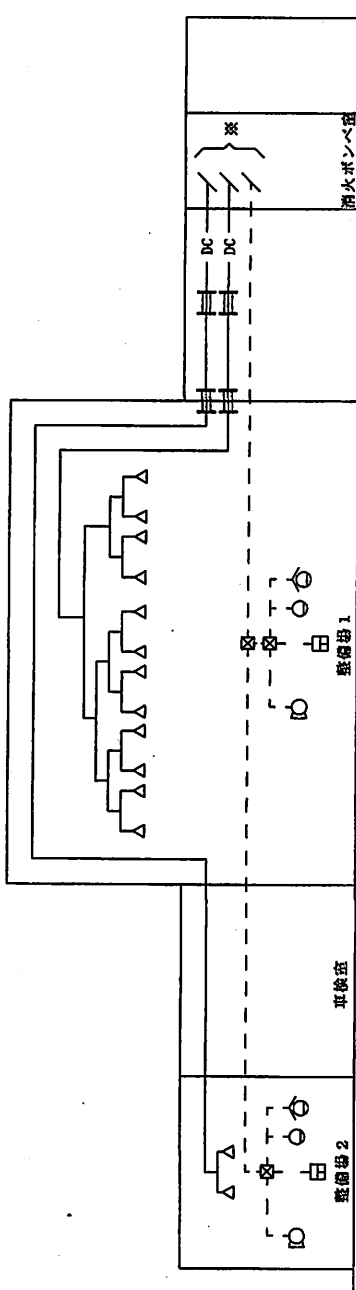
整備場 2 階天井伏図
 粉末消火設備
 S=1/300



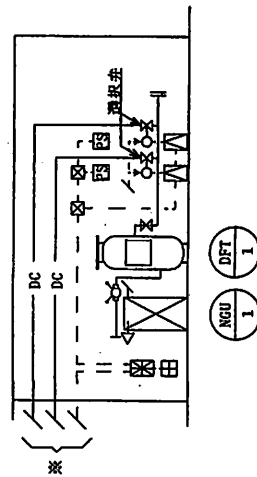
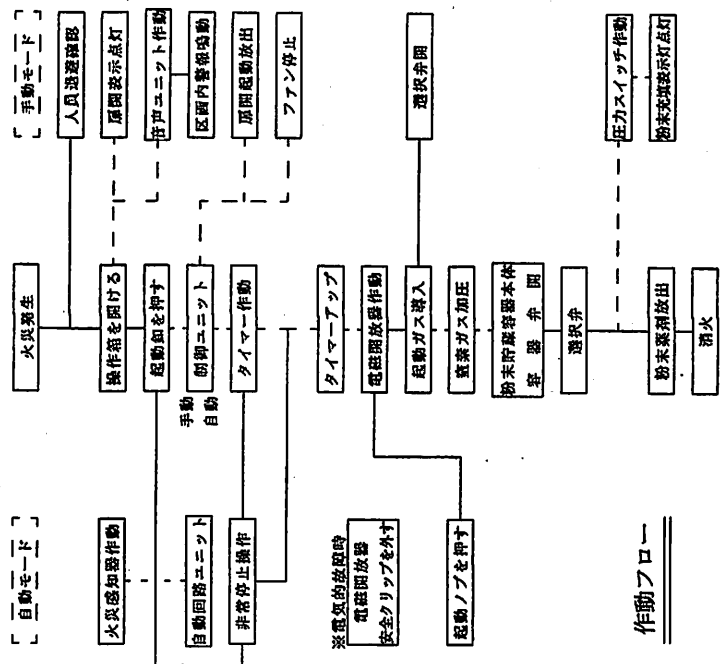
噴射ヘッド	20A
粉末消火配管	JIS G 3452 SGP

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	配置図 4	図面番号	16/17

	粉末貯蔵容器	ABC粉末消火薬剤250kg入り
	加圧用窒素ガス容器ユニット	68L×10本
	圧力調整器	
	粉末消火設備制御盤	2回路 (警報警報装置内蔵)
	直流電源装置	17AH
	電動式起動装置	CO2 0.6kg/1L
	操作箱	
	充填表示灯	屋内型 : 防炎型
	スピーカ	トランペット型
	噴射ヘッド	20A
—DC—	粉末消火配管	JIS G 3452 SGP
---	配線配管路	耐熱及び、耐火電線



配管系統図



1階消火ポンベ室

役務名称	粉末消火設備点検保守		
図面名称	系統図 2	図面番号	17/17